

# WEB 開設口座規定

## 1. (概要)

- (1) この規定は、お客様自身がスマートフォンを使用して当金庫の口座開設専用 WEB 画面にアクセスし、開設した普通預金口座（以下「WEB 開設口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この規定は、「普通預金・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定」「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」「総合口座（無利息型総合口座を含む）取引規定」「個人キャッシュカード規定」等、関連する規定類（以下「関連規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

## 2. (利用者)

「WEB 開設口座」は、次の第 1 項から第 7 項全てを満たすお客様が開設できます。

- (1) 当金庫に口座がない 18 歳以上のお客様
- (2) 「WEB 開設口座」を事業用として利用しない個人のお客様
- (3) 日本国籍を有し、当金庫の営業地区内に居住または勤務されているお客様
- (4) マイナンバーカードをお持ちのお客様
- (5) 外国において重要な公的地位を有していないお客様
- (6) 米国人（米国籍保有者および米国居住者）でないお客様
- (7) 後見人等後見制度を利用していないお客様

## 3. (本人確認)

「WEB 開設口座」の開設には、「デジタル認証アプリ」を利用したマイナンバーカード認証による本人確認が必要です。なお、「デジタル認証アプリ」による本人確認ができない場合、「WEB 開設口座」は開設できません。

※「デジタル認証アプリ」とは、デジタル庁が提供し、マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用しオンラインで利用者本人を認証するアプリ

## 4. (「WEB 開設口座」)

- (1) 「WEB 開設口座」は、当金庫所定の手続きにより口座を開設し利用することができます。
- (2) 「WEB 開設口座」は、印鑑レス口座として開設するため取引印鑑の届出が不要です。
- (3) 「WEB 開設口座」は、通帳レス口座として開設するため通帳を発行しません。
- (4) 「WEB開設口座」は、ICキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）を発行します。キャッシュカードは届出住所へ簡易書留にて郵送しますので、必ずお受け取りください。「WEB開設口座」の口座番号は、キャッシュカードで確認するものとします。
- (5) キャッシュカードの暗証番号に、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号は指定できません。万が一、キャッシュカードの暗証番号が生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号に該当した場合、「WEB 開設口座」は開設できません。

(6) 「WEB開設口座」の開設店舗（取引店舗）は、お客様の住所や勤務先住所を基に定めるため、お客様のご希望する店舗で開設できない場合があります。

(7) 各種取引の際に生じる当金庫所定の手数料等については、「WEB 開設口座」から払戻請求書等の提出なしに引き落としします。

## 5.（預金契約の成立）

「WEB 開設口座」は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で当金庫とお客様の間に預金契約が成立するものとします。

## 6.（申込情報について）

「WEB 開設口座」の申込みにあたり、お客様のお名前やご住所等が当金庫で登録できない文字（旧仮名・旧字等）や当金庫で登録できる文字数を超える場合、当金庫はお客様に通知することなく、マイナンバーカードの情報をもって取引させていただきます。その場合、お客様のお名前やご住所等をカナ表示とさせていただく場合があります。

## 7.（取引の制限）

(1) 「WEB 開設口座」は、次の各号の取引をおこなうことはできません。

- ① 契約書に対して返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
- ② 窓口や収納機関を経由した届出印の押印が必要となる口座振替の取引
- ③ 法令等により届出印の押印が必要となる取引
- ④ 当金庫所定の届出印の押印が必要な取引、その他当金庫所定の取引
- ⑤ 無利息型普通預金、マル優制度として利用する取引

(2) 「WEB 開設口座」を通帳あり口座等、ほかの口座へ変更することはできません。また、既にある普通預金口座を「WEB 開設口座」に変更することはできません。

(3) 「WEB 開設口座」の取引継続中は、「WEB 開設口座」に発行したキャッシュカードは解約できません。

(4) 「WEB 開設口座」が次の各号に該当した場合、当金庫はお客様に通知することなく、「WEB 開設口座」を解約できるものとします。

- ① 申込み時に入力いただいたご住所に当金庫からの送付物が届かなかった場合
- ② 当金庫からの送付物が一定期間内に受け取られず当金庫に返送された場合
- ③ 簡易書留郵便で送付したキャッシュカードが当金庫に返送された場合

## 8.（「WEB 開設口座」の利用）

(1) 「WEB 開設口座」では、Pay-easy（ペイジー）による口座振替や各種収納会社等の Web サイトからインターネットを通じて申込む口座振替等、取引印鑑の押印が不要な口座振替がご利用いただけます。

(2) 「WEB 開設口座」を解約する場合、当金庫所定の書類の提出ほか「WEB 開設口座」のキャッシュカードとマイナンバーカードが必要です。また、取引をおこなうことについて正当

な権限を有することを確認するため、キャッシュカードの暗証による照合を実施するほか、マイナンバーカード以外の本人確認書類の呈示等を求める場合があります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで取引をおこないません。

(3) 「WEB 開設口座」の預入れや払戻し等の取引は、原則として、ATM、「しんきん通帳アプリ」、「インターネットバンキングサービス」(以下「IB」といいます。)等の非対面チャネルによりおこなうものとします。

① やむを得ない事由により当金庫の本支店窓口で預入れや払戻し等の取引をする場合、当金庫所定の書類の提出ほか「WEB 開設口座」のキャッシュカードとマイナンバーカードが必要です。また、取引をおこなうことについて正当な権限を有することを確認するため、キャッシュカードの暗証による照合を実施するほか、マイナンバーカード以外の本人確認書類の呈示等を求める場合があります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで取引をおこないません。

② 当金庫の本支店窓口で預入れする際に、キャッシュカードをご呈示いただけない場合、当金庫所定の振込手数料をいただく場合があります。

(4) 当金庫が「WEB 開設口座」の取引依頼の受付を謝絶したことによりお客様に損害が生じた場合であっても、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 9. (入出金明細の確認)

「WEB 開設口座」の入出金明細は、「しんきん通帳アプリ」または「IB」を利用することで照会いただけます。

## 10. (取引印鑑の届出)

(1) 第7条第1項第1号から第4号に規定した取引が発生した場合は、取引印鑑の届出が必要です。届出には、当金庫所定の書類の提出ほか「WEB 開設口座」のキャッシュカードとマイナンバーカードが必要です。なお、取引印鑑の届出に応じていただけない場合、ご希望される取引をお断りさせていただく場合があります。

(2) 取引印鑑の届出をおこなうことについて正当な権限を有することを確認するため、キャッシュカードの暗証による照合を実施するほか、マイナンバーカード以外の本人確認書類の呈示等を求める場合があります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで取引をおこないません。

(3) 取引印鑑の登録が完了するまでに、直接的または間接的を問わずお客様が受けた一切の不利益について、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 11. (利用の停止)

(1) 当金庫は、次の各号に該当した場合、「WEB 開設口座」の取扱いを一時的に停止または提供を中止もしくは打ち切ることがあります。

① お客様が本規定または関連規定に違反するなど、当金庫が「WEB 開設口座」の取扱いの停止等を必要とする相当の事由が生じた場合

- ②お客様が住所変更をおこなわなかった等、当金庫においてお客様の所在ないし連絡先が不明になった場合
  - ③「WEB 開設口座」が、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合
  - ④「WEB 開設口座」の取扱いの継続的な提供に支障があると当金庫が判断した場合
- (2) 当金庫が、「WEB 開設口座」の取扱いの適用を一時的に停止しまたは提供を中止もしくは打ち切ることにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 12. (免責事項)

「デジタル認証アプリ」による認証もしくはマイナンバーカードの呈示を受け、本人からの申出であることを相当の注意をもって確認し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2026年3月16日現在